

参 考 資 料

(消費税について)

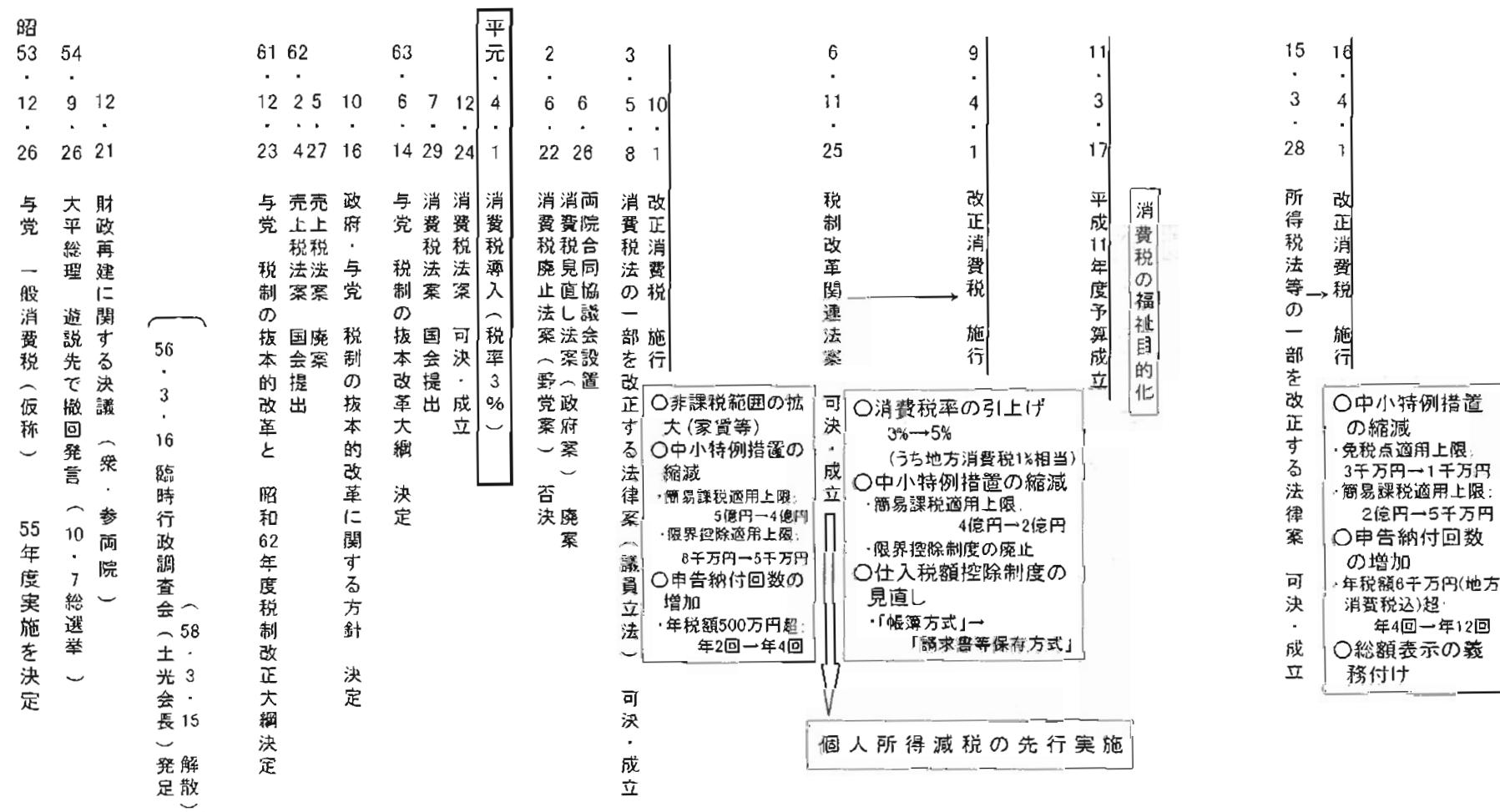
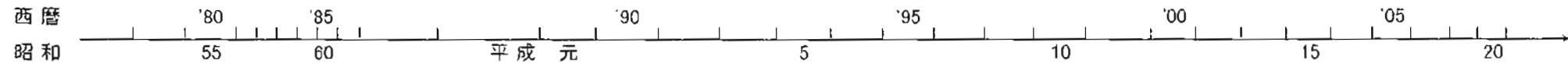
平成 23 年 12 月 7 日

財 务 省

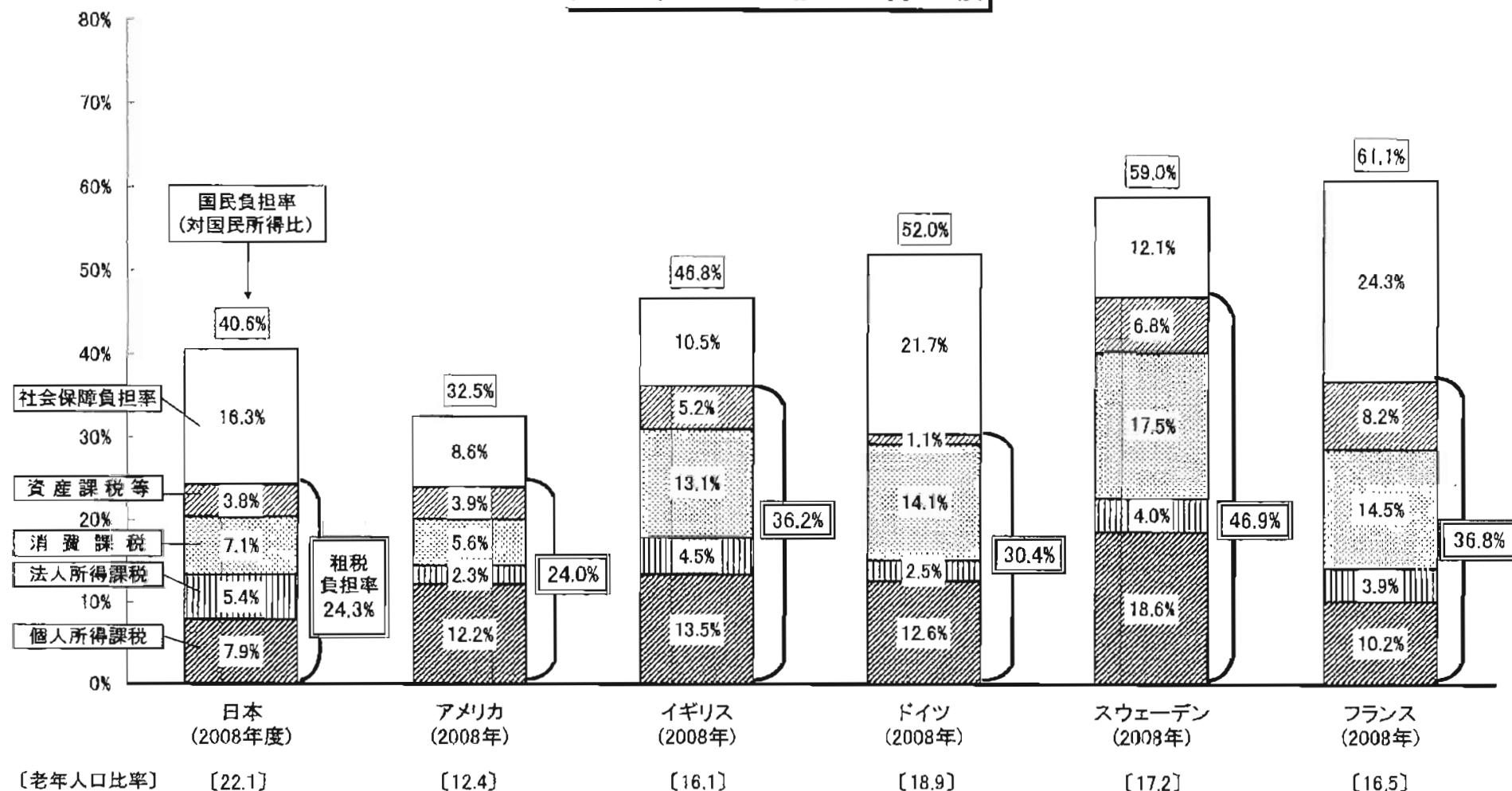
目 次

・ 消費税の歩み	1
・ 国民負担率の内訳の国際比較	2
・ 欧州諸国における付加価値税の税率引上げの考え方	3
・ 付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較	4
・ 諸外国における食料品等の軽減税率について（歴史的な経緯等）	5
・ 社会保障改革の安定財源の確保	6
・ 全事業者数に占める免税事業者数の割合等について	7
・ 新設法人を利用した消費税の脱税事例	8
・ 主要国の付加価値税における免税点制度の概要	9
・ 主要国の付加価値税における簡易課税制度の概要	10
・ 消費税のいわゆる「95%ルール」の見直し（平成 23 年度改正）	11
・ 消費税の仕入控除税額の計算方法	12

消費税の歩み



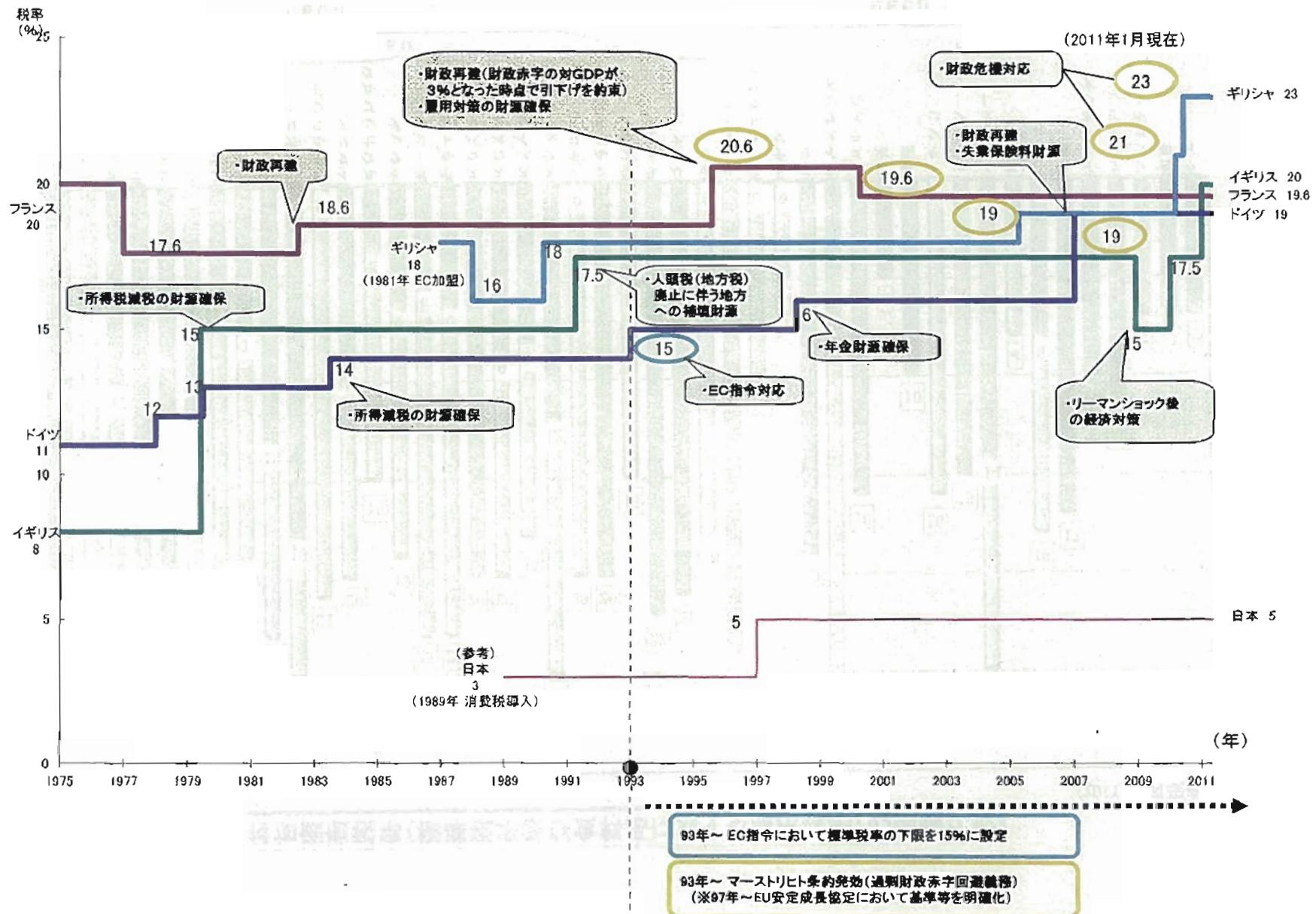
国民負担率の内訳の国際比較



- (注)1. 日本は平成20年度(2008年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2008" 及び同 "National Accounts 1997-2009" 等による。なお、日本の平成23年度(2011年度)予算(案)ベースでは、国民負担率:38.8%、租税負担率:22.0%、個人所得課税:7.2%、法人所得課税:4.0%、消費課税:6.9%、資産課税等:3.8%、社会保障負担率:16.8%となっている。
 2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
 4. 老年人口比率については、日本は2008年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2008 Revision Population Database"による)である。なお、日本の2011年の推計値は23.4となっている。

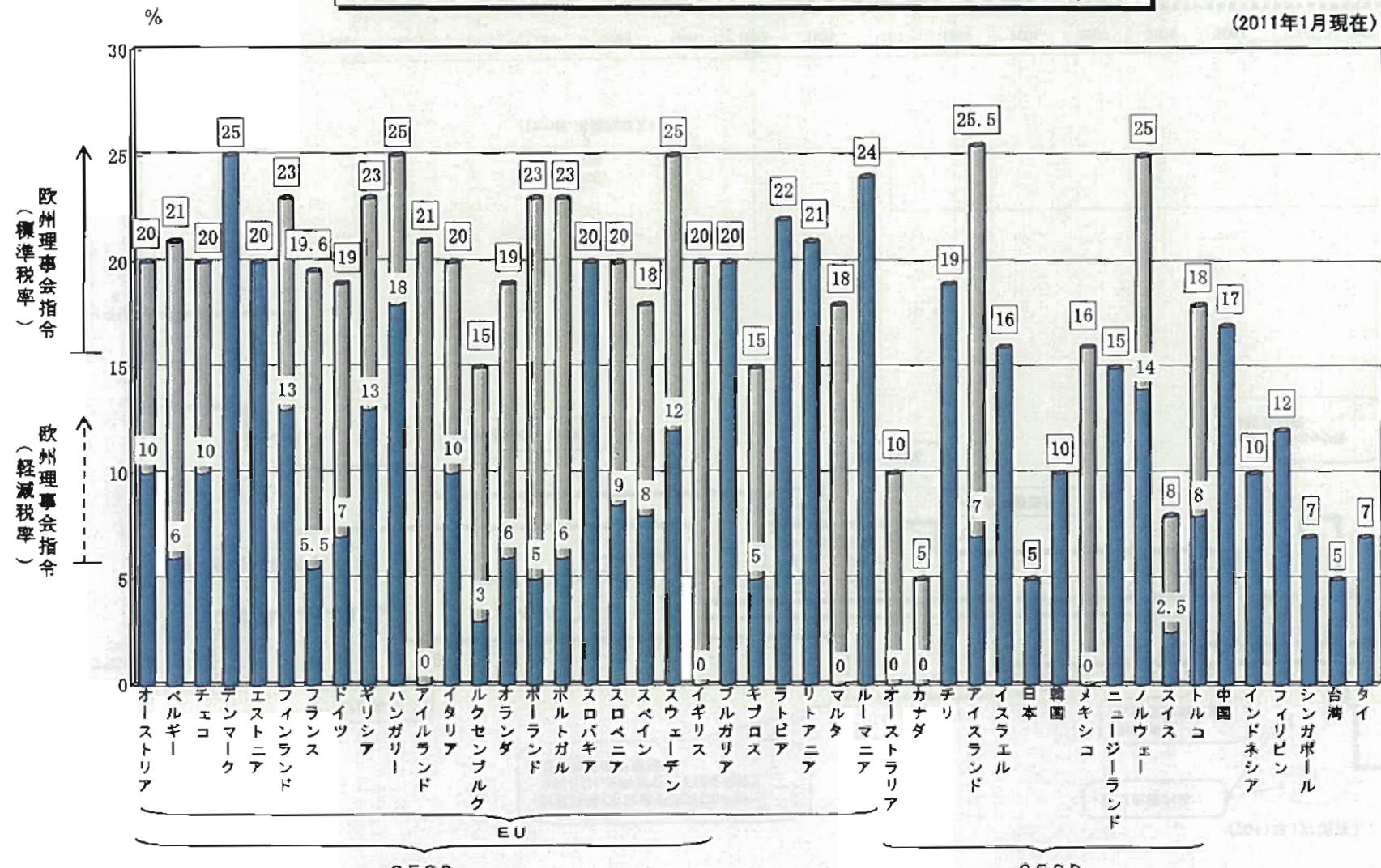
欧洲諸国における付加価値税の税率引上げの考え方

- 欧州諸国における付加価値税の税率引上げは、EUのユーロ参加国 の財政規律を定めた条約・協定も踏まえた財政赤字削減、社会保障支出の財源確保、EC指令による付加価値税率の調和等を理由としている。



付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較

(2011年1月現在)



(備考)

- 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。
- カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で州の付加価値税等が課される。(例:オンタリオ州 8%)
- アメリカにおいては、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%)
- 上記中、■が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の取扱いとなる場合がある。
- 欧洲理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方方が採られている。

(出所) 各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各 government ホームページ等による。

諸外国における食料品等の軽減税率について（歴史的な経緯等）

未定稿

○ ドイツ

累積型の取引高税の下で、
累積による税負担の軽減
のため、軽減税率が存在

付加価値税に移行後も
軽減税率は存続
(税率構造は簡素化)

○ フランス

サービス供与税、
個別物品税等の
各種個別間接税が存在

付加価値税を
導入した際に
複数税率化

○ イギリス

仕入税（卸売段階での
単段階課税）の下で、
食料品は非課税

付加価値税を
導入した際に
ゼロ税率化

○ 北欧諸国（スウェーデン、ノルウェー、フィンランド）

10%以上の税率で
付加価値税を導入
(食料品の軽減税率なし)

食料品に軽減税率を導入
した際の標準税率はいず
れも 20%を超えていた

- ・スウェーデン：1969年に11.1%で導入。段階的に引き上げ、1990年に25%に到達。
1992年に食料品に軽減税率（18%）を導入。
- ・ノルウェー：1970年に20%で導入。段階的に引き上げ、2001年の引上げ（23%→24%）
に合わせ軽減税率（12%）を導入。
- ・フィンランド：1994年に22%で導入。1995年に食料品に軽減税率（17%）を導入。

○ スイス

8.0%、3.8%、2.5%の
3種類の税率が存在

2010年6月、単一税率に
することが望ましいとの
声明を連邦内閣で採択

○ 韓国、ニュージーランド、チリ等

単一税率で
付加価値税を導入

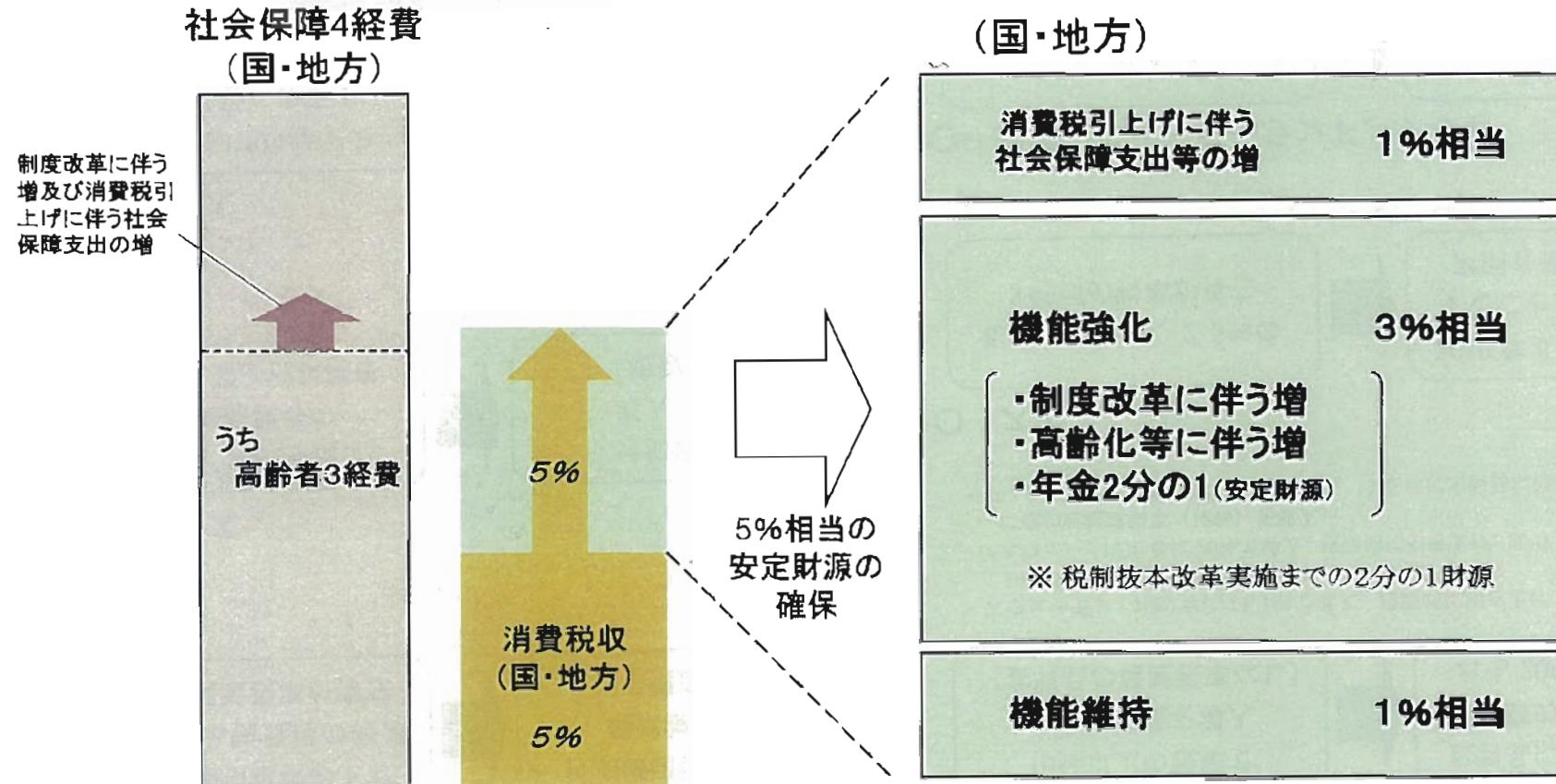
現在まで
単一税率を維持

- ・韓国：1977年に10%で導入→現在まで10%
- ・ニュージーランド：1986年に10%で導入→12.5%（1989年）→15%（2010年）
- ・チリ：1975年に20%で導入→16%（1988年）→18%（1990年）→19%（2003年）

社会保障改革の安定財源の確保

(2015年度)(※)

改革後ベース



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 消費税引上げに伴う社会保障支出等の増には、消費税を引き上げた場合に増加する国・地方の物資調達にかかる支出も含まれる。所要額は、財務省推計(2011年5月時点)であり、今後各年度の予算編成過程において精査が必要。

(注2) 高齢化等に伴う増は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸びを超える増加のことである。

(注3) 機能強化の額は、厚労省による推計(2011年5月時点)。機能強化の具体的な内容は、別紙1のとおり。

(注4) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

全事業者数に占める免税事業者数の割合等について

○ 事業者数の比較

(単位:者、社)

全事業者数の状況			割 合
課税事業者数	個 人	1, 433, 507	16.7%
	法 人	2, 059, 819	24.0%
(推計) 免税事業者数	個 人	4, 250, 893	49.5%
	法 人	836, 913	9.8%
合 計 数		8, 581, 132	100%

○ 課税売上高(課税標準額)の比較

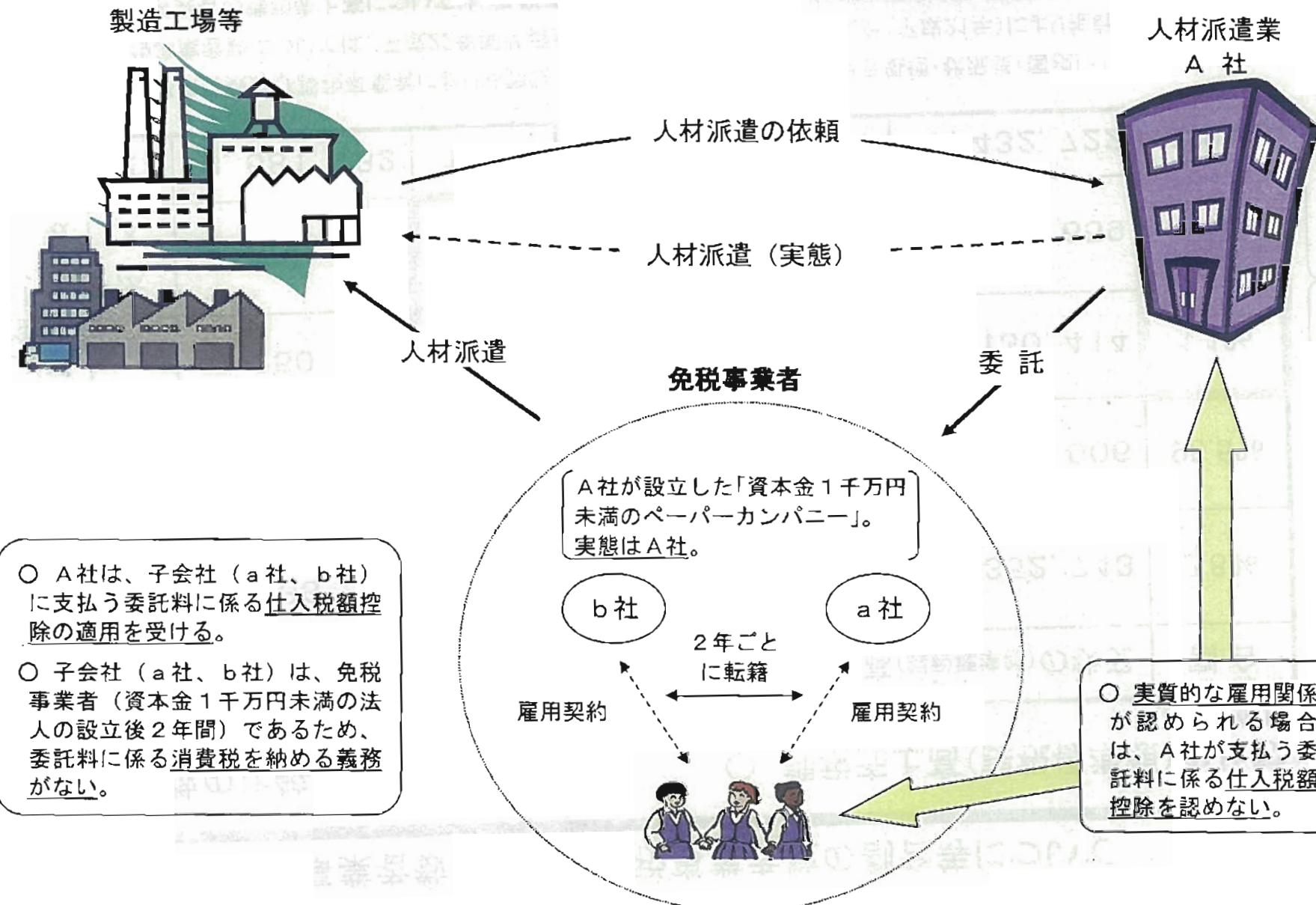
(単位:億円)

課税売上高(課税標準額)の状況			割 合
(課税標準額)	個 人	352, 743	2.8%
	法 人	11, 870, 906	95.5%
(推計) 免税事業者数	個 人	130, 414	1.1%
	法 人	78, 659	0.6%
合 計 額		12, 432, 722	100%

- (備考) 1 課税事業者数及び課税事業者における課税標準額は、平成21年消費税申告処理・状況表(国税庁)による。
- 2 免税事業者数については、平成22年国勢調査(総務省)及び国税庁特別集計(平成21年)により推計。
- 3 免税事業者の課税売上高については、免税事業者数(推計)に平均売上高(平成21年)と平均課税売上割合(平成12年)を乗じることにより試算。
- 4 免税法人数(約84万社)は全法人数(約290万社)の3割程度。

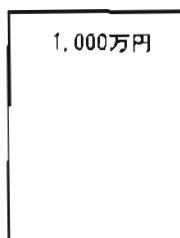
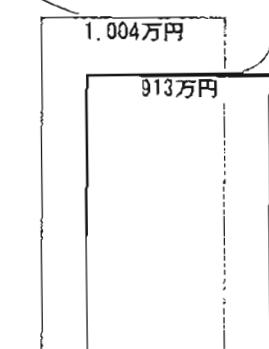
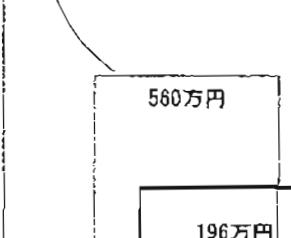
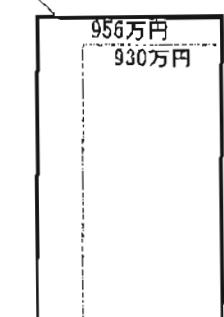
(注) 平成23年度改正における事業者免税点制度の見直しについては考慮していない。

新設法人を利用した消費税の脱税事例



主要国の付加価値税における免税点制度の概要

(2011年6月現在)

日本	フランス ^(注2)	ドイツ	イギリス
<p>前々課税期間 の課税売上高</p> 	<p>当暦年の売上高 前暦年の 売上高</p> 	<p>当暦年の 売上見込額 前暦年の 売上高</p> 	<p>当月の直前1年間 の課税売上高 当月以後1年間 の課税売上見込額</p> 
<ul style="list-style-type: none"> ○ その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の者は免税事業者。ただし、資本金1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については不適用。また、前年又は前事業年度上半期における課税売上高(給与支払額)が1,000万円超の者についても不適用。(注1) ○ 基準期間の売上高等により判定することによって、その課税期間開始前に課税・免税が判明し、適正な転嫁が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物品販売・宿泊施設業においては年間売上高が前暦年913万円以下かつ、当暦年1,004万円以下である者は免税事業者。その他の業種においては前暦年365万円以下かつ、当暦年388万円以下である者は免税事業者。 ○ 当暦年の年間売上高が上記の基準額を超えた場合は、超えた月の初日から課税事業者となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前暦年の年間売上高が196万円以下で、かつ、当暦年の年間売上高が560万円以下と見込まれる者は免税事業者。 ○ 当暦年の年間売上高の見込みは、年初に予想される売上高により判断し、予想に反して限度を超えても遅延的に課税されることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当月の直前1年間の課税売上高が956万円以下、または、当月以後の1年間において930万円以下と見込まれる者は免税事業者。 ○ ただし、上記にかかわらず今後30日間の課税売上高が956万円を超えると見込まれる場合は、その30日間の初日から課税事業者となる。

(注1) 法人は25年12月決算から、個人は25年分から適用。

(注2) 物品販売・宿泊施設業においては、前々暦年の年間売上高が913万円以下（その他の業種においては365万円以下）の場合、前暦年の年間売上高に係る条件は1,004万円（その他の業種においては388万円）に緩和される。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=131円、1ユーロ=112円（裁定外國為替相場：平成22年（2010年）11月における実勢相場の平均値）。

主要国の付加価値税における簡易課税制度の概要

(2011年1月現在)

日本	フランス	ドイツ	イギリス
前々課税期間 の課税売上高 5,000万円	なし		一年間の 課税売上見込額 1,965万円
○ その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額を仕入れに係る税額とすることができる。 ○ みなし仕入率は、90%（卸売業）～50%（サービス業）の5区分である。		前 历 年 687万円	○ 適用申請時から一年間の課税売上見込額が1,965万円以下の者は平均率による簡易課税（課税売上額に平均率を乗じて仕入税額を計算）を選択することができる。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=131円、1ユーロ=112円（裁定外國為替相場：平成22年(2010年)11月における実勢相場の平均値）。

消費税のいわゆる「95%ルール」の見直し（平成23年度改正）

改正前

- 非課税売上げに対応する仕入れについては、仕入税額控除を認めないのが原則。
ただし、売上げのほとんど（95%以上）が課税売上げの場合は、全ての仕入れについて仕入税額控除を認めている（いわゆる「95%ルール」）。



改正後

- 事業者の事務負担に配慮する観点から講じられている制度の趣旨に鑑み、この制度の対象者を、1年間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定する。
※ 上記の改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用する。

消費税の仕入控除税額の計算方法

消費税の仕入税額控除は、課税売上げに対応する課税仕入れ等の税額を控除するもの。

具体的には、課税売上割合に応じて以下の方法によって仕入控除税額を計算する。

課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上}(\text{税抜})}{\text{課税売上}(\text{税抜}) + \text{非課税売上}}$$

(1) 課税売上割合が 95%以上の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額を全額控除（いわゆる「95%ルール」）

(2) 課税売上割合が 95%未満の場合 ⇒ 次のいずれかの方式により計算

① 個別対応方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額		
課税売上げにのみ 要するもの	課税・非課税に共通して 要するもの	非課税売上げにのみ 要するもの
控除する消費税額		控除できない消費税額

② 一括比例配分方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額	
(課税売上割合で按分)	
控除する消費税額	控除できない消費税額

(注) いわゆる「95%ルール」については、平成23年度改正において、1年間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定して適用することとする見直しが行われている（平成24年4月1日以後開始する課税期間について適用）。